

## 第4次総合計画基本計画改訂版素案に対する提出意見と市の考え方

- 1 意見提出期間 令和5年(2023年)8月25日(金曜日)から令和5年(2023年)9月25日(月曜日)まで  
 2 意見提出件数 134件(50通)  
 3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

No.	該当箇所			提出意見の内容 (一部要約)	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
1	序論 1. 第4次総合計画基本計画改訂版 策定の趣旨	1	—	序論に「気候変動の影響が指摘される激甚化する自然災害」とあります。もっとも…ですが、そのための具体策が、あまりに貧弱です。「防災拠点をはじめとした公共施設における大規模災害時の自立・分散型エネルギー確保に向けた、再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせた電源設備などの導入推進」(「吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画」P37)を、直ちに実行できる予算措置を行ってください。中でも、福祉避難所は真っ先にしてください。	関係部局と連携し、有効性が確認された公共施設について、大規模災害時の自立・分散型エネルギー確保に向けた、再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせた電源設備などの導入を推進します。 なお、現在、津雲配水場構内に蓄電機能を備えた太陽光発電設備を設置する工事を進めており、完成(令和5年度(2023年度)末予定)後は、発電した電力を構内の照明設備や配水ポンプの動力等に利用する予定です。
2	序論 3. 第4次総合計画策定後の主な動向	2	(3) デジタル化の推進	4行目「行政のデジタル～」の前に「住民サービスの向上と個人情報の保護、地方自治を守り、自治に活かす立場で」を挿入する。 理由 デジタル化に臨む基本的立場を明らかにしておかないと住民の権利保障がいまいちなものになる危険があるため。	住民サービスの向上、個人情報の保護、地方自治を守り活かす立場で業務に臨むことは、本項目に限らず、全ての事業実施に当たっての前提となる考え方であり、そのような姿勢を持って臨んでまいります。
3	序論 3. 第4次総合計画策定後の主な動向	2	(3) デジタル化の推進	4行目の「行政のデジタル」の前に、「住民サービスの向上と個人情報の保護、地方自治を守り自治に活かす立場で」を挿入。	
4	序論 3. 第4次総合計画策定後の主な動向	2	(3) デジタル化の推進	「自治体の責務として、個人情報を守り、住民サービスの向上をめざす」「その際に誰一人取り残さない」という文言を挿入する。	
5	序論 3. 第4次総合計画策定後の主な動向	2	(3) デジタル化の推進	4行目「行政のデジタル・トランスフォーメーション…」を「多くの意識を持った市民の市民サービス向上に目線を向けた自治体を運営する行政のデジタル・トランスフォーメーション…」に改める。(オンライン化やキャッシュレスだけにニーズが増しているわけではない)	個人情報の保護、住民サービスの向上は、本項目に限らず、全ての事業実施に当たっての前提となる考え方であり、そのような姿勢を持って臨んでまいります。 また、「誰一人取り残さない」の部分につきましては、本項目に限らず、全ての事業実施に当たっての前提となる考え方であるとともに、「大綱8 行政経営」の施策8-1-4において、「デジタルデバインド対策を進める」と記載しています。
5	序論 3. 第4次総合計画策定後の主な動向	2	(3) デジタル化の推進	4行目「行政のデジタル・トランスフォーメーション…」を「多くの意識を持った市民の市民サービス向上に目線を向けた自治体を運営する行政のデジタル・トランスフォーメーション…」に改める。(オンライン化やキャッシュレスだけにニーズが増しているわけではない)	市民サービスの向上は、本項目に限らず、全ての事業実施に当たっての前提となる考え方であり、そのような姿勢を持って臨んでまいります。

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
6	序論 3. 第4次総合計画策定後の主な動向	3	(4) 安心安全や環境への意識の高まり	「再生エネルギー導入推進」を明記すべき	「大綱5 環境」の施策5-1-1において、「再生可能エネルギー利用の促進に率先して取り組む」と記載しています。
7	I. 基本計画推進にあたっての考え方 3. 財政運営の基本方針	7,8	(2) 目標 (3) 収支見通し(試算)	<p>目標・指標である経常収支比率の分子(経常経費充当一般財源等)には、扶助費、人件費、公債費だけではなく、物件費も含まれる。しかも、この10年間では人件費が減少する一方、物件費(委託料)が著しく増加しており、今後も指定管理制度の拡大、デジタル化に伴う業務委託の増大、留守家庭児童育成室などの民間委託の拡大などによる増加が予想され、経常収支比率の上昇要因として注視していく必要がある。現記述では、こうした吹田市の財政状況と経常収支比率との関連が読み取れない。吹田市の財政状況を反映させ、経常収支比率の上昇要因として「物件費(委託料)」を明確に位置付け、市民の理解を深めるため、以下のように改める。</p> <p>【7ページ】 経常的な収入に対して、義務的経費(扶助費、人件費、公債費)や物件費(委託料)などの固定的な費用が占める割合が高まると、財政構造の弾力性が乏しくなり、…</p> <p>【8ページ】 グラフ「歳出」 凡例に「物件費」を加え、棒グラフの内訳に「物件費」を明示する</p>	<p>経常収支比率の説明におきましては、あくまで経常経費の代表的な一例として義務的経費を示しているところであり、一般的な説明であると認識しています。</p> <p>「収支見通し(一般会計)」における歳出のグラフ(p.8)につきましては、費用の内容をよりわかりやすくするため、構成割合が比較的大きい「物件費」「補助費等」「繰出金」の項目を明示することとします。</p>
8	Ⅲ. 政策・施策 大綱1 政策1 平和・人権	12	現状と課題	<p>世界各地では、今なおテロや紛争などの問題が起こっており、平和祈念資料館を中心に、平和の尊さへの理解を深める取組を進めていく必要があります。</p> <p>とありますが、平和祈念資料館への校外学習や広島への修学旅行などを含む平和教育に努めて下さい。ですから、</p> <p>世界各地では、今なおテロや紛争などの問題が起こっており、平和祈念資料館を中心に、平和教育、平和の尊さへの理解を深める取組をこれまで以上に進めていく必要があります。</p> <p>と改めて下さい。</p>	「平和の尊さへの理解を深める取組」の中に「平和教育」も含まれています。

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
9	Ⅲ. 政策・施策 大綱1 政策1 平和・人権	12	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本国憲法と地方自治法にのっとり」という姿勢を明示すべき</li> <li>・ヘイトクライムは許さないと明記すべき</li> </ul>	日本国憲法や地方自治法に則ること、またヘイトクライムを許さないという姿勢は、本項目に限らず、全ての事業実施に当たっての前提となる考え方であり、そのような姿勢を持って臨んでまいります。
10	Ⅲ. 政策・施策 大綱1 政策1 平和・人権	12	現状と課題	<p>「LGBTなどの性的マイノリティーに対する理解や認識の不足なども課題になっており」という記述がある。この「LGBT問題」は「理解や認識不足」の問題ではなく差別の問題であり、行政としてその解消のための施策が必要である。「理解や認識の不足」を「差別」という文言に変えるべきである。</p> <p>また、ここにあって「LGBT問題」が取り上げられているのは、LGBT理解増進法が新たに制定されたからと推測する。吹田市の人権施策推進関連文書からは「アイヌ施策推進法」が欠落しており、アイヌ民族の人権に関する施策は何も考えられず、何も行われてこなかった。この部分に「アイヌ民族に対する差別も同じく課題としてなっている」という文を挿入すべきである。吹田市のアイヌ民族に関する人権行政については、アイヌ民族当事者も参加して話し合い、吹田市側もアイヌ民族差別の実態の一端をしり、それに当事者として向き合っていくことを確認している。</p>	<p>前段につきましては、性的指向やジェンダーアイデンティティについて課題となるのは、その「多様性に対する理解や認識の不足」であると考えているため、そうした課題の解消に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>また、「人権施策推進基本方針・計画」において「アイヌの人々への民族差別と先住民族としての権利の保障」についても明記しており、大綱1政策1ではそれらも含めて進めてまいります。</p>
11	Ⅲ. 政策・施策 大綱1 政策1 平和・人権	12,13	現状と課題 施策1-1-2 人権の保障	<p>現状と課題 LGBTなど性的マイノリティの人に対する理解や認識の不足なども課題 施策1-1-2 性的マイノリティの人に対する理解や認識の不足など人権課題に取り組みます について、「性的マイノリティの人に対する理解」ではなく「SOGIの多様性に対する理解」とするべきではないかと思えます。</p> <p>「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に規定されたとおり、社会全体として「SOGI(性的指向・ジェンダーアイデンティティ)はそもそも本来的に多様である」と理解することが求められています。</p> <p>吹田市としても、法制化された今「SOGIの多様性に対する理解と認識」を深めるよう努めるべきです。</p> <p>そして、全ての市民がSOGIによって差別などの人権侵害を受けない社会を目指すこと、を市の施策として明確に位置づけるべきではないかと思えます。</p>	<p>御意見を受け、本年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されたことに伴い、以下のように修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状と課題 (旧)LGBTなど性的マイノリティの人に対する理解や認識の不足など (新)性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に対する理解や認識の不足など</li> <li>・施策1-1-2 (旧)性的マイノリティの人に対する理解や認識の不足など人権課題に取り組みます (新)性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に対する理解や認識の不足など人権課題に取り組みます</li> </ul> <p>また、「性的指向」「ジェンダーアイデンティティ」について用語集で説明します。</p>

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
12	Ⅲ. 政策・施策 大綱1 政策1 平和・人権	12,13	現状と課題 施策1-1-2 人権の保障	<p>今、市の計画を見直しされるんなら、性的マイノリティに関する部分は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」にならって、表現を見直してほしいです。</p> <p>この法律は、名前でもわかりますが、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について理解を広げよう、という法律です。地方自治体の役割も書いてあります。法律もできたし、人の意識も大きく変わってきていると思います。</p> <p>友達にトランスジェンダーの子がいます。自分のことを分かってほしいのではなく、自分を含め世の中にはいろんな人がいるということを分かってほしいと言ってます。</p> <p>市の計画で、「性的マイノリティの人に対する」となっているのは、感覚として古いと思いました。少数派のことを理解しよう、というのは、目線が多数派なのかなとも思いました。</p> <p>「性的指向及びジェンダーアイデンティティ」(SOGIという言葉でもいいと思う)に対する理解、という記載に見直してほしいです。よろしくをお願いします。</p>	<p>御意見を受け、本年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されたことに伴い、以下のように修正します。</p> <p>・現状と課題 (旧)LGBTなど性的マイノリティの人に対する理解や認識の不足など (新)性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に対する理解や認識の不足など</p>
13	Ⅲ. 政策・施策 大綱1 政策1 平和・人権	12,13	現状と課題 施策1-1-2 人権の保障	<p>“LGBTQ+理解”。個人的にあまりピンと来ない。“理解”とは、当事者以外(当事者を置いてけぼり)で完結出来ることだという認識。LGBT理解増進法が良き例だと。「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」という名前がついているけれど、求めることを理解していないという意見も少なくない。</p> <p>前提として当事者同士でも、求めるもの反対するものに互いに共感できない、理解できないことはある(個人的にこの認識の違いが多い気がする)。</p> <p>頑張っても理解出来ない人は出来ない。理解出来ない=悪ではない。理解出来ない存在を攻撃する人が減ることを望む人が多いので思う。強制すれば、結局はその理解は上辺だけのものになり、対象の嫌悪感をより強める気も。</p> <p>結局は言葉の、それぞれの解釈や好みの違いだけけど“偏見・誤解のない認知、認識”というような言葉の方が個人的には好ましい。</p> <p>SOGIという言葉は、認識を広めたい場で使うには今は認知度が低いと思う。使う時は、必ず分かりやすい注釈が必要かと。</p>	<p>・施策1-1-2 (旧)性的マイノリティの人に対する理解や認識の不足など人権課題に取り組みます (新)性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に対する理解や認識の不足など人権課題に取り組みます</p> <p>また、「性的指向」「ジェンダーアイデンティティ」について用語集で説明します。</p>

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
14	Ⅲ. 政策・施策 大綱1 政策1 平和・人権	13	施策1-1-2 人権の保障	<p>啓発活動は、きめ細かい丁寧な施策をお願いします。</p> <p>6月の「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行には「SOGIハラスメント」や「アウトティング」など、社会的に重要な課題として明確化された背景があると思います。SOGIの多様性の理解には、価値観や社会通念の違い、世代格差や地域格差もあり、理解が困難な人も多くいます。一方的な啓発活動は、押しつけや強制となり、嫌悪や悪意、攻撃を招くリスクともなります。理解できなくても良いので攻撃しない、という考え方が「アウトティング」等の防止につながるように思います。啓発活動の施策は、内容や方法等の丁寧な検討をお願いします。</p> <p>また、吹田市においては、パートナーシップ制度の充実を通過点として、将来的にはG7で唯一導入されていない同性婚の制度化につながるような、前向きな施策を望みます。</p>	<p>性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性については、継続して講演会やパネル展等を開催し、啓発に取り組んでおり、引き続き御意見も参考に啓発を進めてまいります。</p> <p>また、パートナーシップ宣誓証明制度については、今後とも国や他市の動向を注視するとともに当事者のニーズを把握しつつ、慎重に運用してまいります。</p>
15	Ⅲ. 政策・施策 大綱1 政策1 平和・人権	13	施策1-1-1 非核平和への貢献	<p>平和に対する市民の意識の高揚を図るため、戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝えるための啓発などを行います。</p> <p>とありますが、後世に伝えるだけでなく、今の市民に伝える努力をしてください。そのため以下の通り</p> <p>平和に対する市民の意識の高揚を図るため、戦争の悲惨さ、核兵器の非人道性、平和の尊さを市民に伝え、非核平和都市宣言をした自治体としての取り組みを行います。</p> <p>へと改めて下さい。</p>	<p>本市では、平和祈念資料館の運営、パネル展や講演会等の開催をとおして戦争の悲惨さや平和の尊さについて啓発するとともに、非核平和都市宣言を行った自治体として、毎年度、被爆地の平和記念式典に参列するほか、5年に一度、市内の中学生を平和大使として広島へ派遣するなど、継続した取組を行っており、引き続き御意見も参考に平和の尊さへの理解を深める取組を進めてまいります。</p>
16	Ⅲ. 政策・施策 大綱1 政策1 平和・人権	13	施策1-1-1 非核平和への貢献	<p>後世に伝えるための啓発、教育、平和の催しへの協賛、取り組みを積極的に行うこと。「非核平和都市宣言」を広めること。</p>	
17	Ⅲ. 政策・施策 大綱1 政策1 平和・人権	13	施策1-1-1 非核平和への貢献	<p>2行目文末に「発効した核兵器禁止条約の意義を広め、批准を政府に求めていきます。」を挿入する。</p> <p>理由 世界的な非核平和を求める動きに合流し、非核平和都市宣言している吹田市として、実効ある非核平和の実現を目指すため。</p>	
18	Ⅲ. 政策・施策 大綱1 政策1 平和・人権	13	施策1-1-1 非核平和への貢献	<p>2行目の文末に「核兵器禁止条約の意義を学び、批准を政府に求めていきます。」を挿入。</p>	

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
19	Ⅲ. 政策・施策 大綱1 政策1 平和・人権	13	施策1-1-2 人権の保障	人権の保障の項目に、外国籍住民や民族またそれらにルーツを持つ住民に対する差別をなくすための啓発事業を加える。	「人権施策推進基本方針・計画」において「外国人の人権」についても明記しており、施策1-1-2ではそれらも含めて進めてまいります。
20	Ⅲ. 政策・施策 大綱1 政策1 平和・人権	13	施策1-1-2 人権の保障	外国籍住民が他市に比べても多いという本市の特徴に鑑み、外国籍住民や民族に対する差別をなくすための啓発事業を加える。	
21	Ⅲ. 政策・施策 大綱1 政策2 市民自治	15	施策1-2-1 情報共有の 推進	2行目「行うとともに」の後に、「市政の課題を積極的に発信し、市民とともに考え、協働するように努める。」「個人情報保護に十分に行ったうえで、」を挿入する。 理由 市民とともに学び、協働してまちづくりを進める立場を明確にするため。また施策の展開に当たっても個人情報保護を基本的立場にすることを明確にするため。	施策1-2-1に記載の「市民にとってわかりやすい情報提供」の中に市政の課題発信も含まれるとともに、今後も積極的な発信に努めてまいります。また、市民協働・参画については施策1-2-2に記載しています。 個人情報保護については、施策1-2-1に記載するとともに、本項目に限らず、全ての事業実施に当たっての前提となる考え方であり、そのような姿勢を持って臨んでまいります。
22	Ⅲ. 政策・施策 大綱1 政策2 市民自治	15	施策1-2-1 情報共有の 推進	4行目「取り扱いを確保し」のあとに「個人情報の取得に当たっては直接取得を原則とし、個人情報の目的外利用や、個人情報の外部提供は原則禁止の立場で」を挿入する。 理由 個人情報保護は市民の関心も高く、吹田市がこれまで取ってきた基本的立場をあらためて明確にするため。	個人情報の取得や利用を含む個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律に規定されており、法に則りこれまで同様に適切な取扱いに努めてまいります。
23	Ⅲ. 政策・施策 大綱1 政策2 市民自治	15	施策1-2-2 市民参画・協 働の推進	市民参画―共働の推進…とあり「審議会などへの市民委員の参画…」とあります。 吹田市も「気候非常事態宣言」を行っているように、気候変動は待ったなしの、今すぐみんなであらうとくらしを守れない由々しき問題です。市民みんなが「自分ごと」にするために「気候市民会議」という手法があります。札幌市・川崎市・厚木市・武蔵野市・所沢市などで開催され、つくば市や日野市でも今年始まっています。大阪大学が、近畿圏で「気候市民会議」が実施できないか研究していることはご存じですか？せっかく、大学がたくさんあり、連携もしている吹田市なので、それを生かして、先進的な取り組みをしたらよいのでは、と思います。	市民団体及び市内の大学などと更に連携を図り、地球温暖化対策を推進してまいります。

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
24	Ⅲ. 政策・施策 大綱1 政策2 市民自治	15	施策1-2-3 コミュニティ 活動への支 援	1行目「自治会や」のあとに「コミュニティ協議会」を挿入する。 理由 コミュニティ協議会では複数の連合自治会や個人が協力して、地域課題に活発に取り組み、コミュニティの活性化に努めているため、これを活用するためにも積極的な支援が必要だから。	「自治会や市民団体などの活動」の中に、コミュニティ協議会をはじめさまざまなコミュニティ活動を含んでいます。
25	Ⅲ. 政策・施策 大綱1 政策2 市民自治	15	施策1-2-3 コミュニティ 活動への支 援	1行目の「自治会や」の後に、「コミュニティ協議会」を挿入。	
26	Ⅲ. 政策・施策 大綱2 政策1 防災	16	現状と課題	唐突に「武力攻撃事態やテロ」という文言が出てきますが、自治体の仕事は、武力攻撃事態やテロが発生しないために努力することです。「武力攻撃事態やテロ」の文言を削除してください。	<p>武力攻撃事態とは、「武力攻撃が発生した事態」または「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」を指します。</p> <p>武力攻撃事態等への対処について、平成15年(2003年)事態対処法、平成16年(2004年)国民保護法が成立しています。それに伴い、平成19年(2007年)9月、吹田市域において、武力攻撃等から住民等の生命・身体及び財産を保護し、住民生活・住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、①住民の避難、②避難住民等の救援、③武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的として、吹田市国民保護計画を策定しました。令和2年(2020年)6月には、避難等に関し、より具体化する改訂を行ったこと、及び昨今の世界情勢等に基づき、表現の見直しを行ったものです。</p> <p>なお、より分かりやすくするため、「武力攻撃事態」について用語集で説明します。</p> <p>「テロ」につきましては、平成31年(2019年)3月に策定した「第4次総合計画」において、危機事象のひとつとして捉えています。</p>
27	Ⅲ. 政策・施策 大綱2 政策1 防災	16	現状と課題	冒頭下記の記述がある。 「災害などの緊急事態が起きると多くの人の生活に影響を与えます。地震や気候変動に伴う想定を上回る大規模な自然災害をはじめ、武力攻撃事態やテロ、新型感染症など、さまざまな危機事象への対応が進められる中、市民の防災対策への関心も非常に高くなっており、社会的に弱い立場にある方々への配慮を含めたさらなる取組の強化が必要です。」 自然災害等と「武力攻撃事態やテロ」は、全く異なる事態であり、その対処時の自衛隊や治安機関の優先事項や対処の仕方も異なる。そうした「戦時」の考え方は、「社会的に弱い立場にある方々への配慮」を失わせ、また、自治体がこうした危機感を煽ることは他民族・外国人への差別や人権侵害を引き起こす強い危惧を感じる。「武力攻撃事態やテロ」という文言は削除すべきである。	
28	Ⅲ. 政策・施策 大綱2 政策1 防災	16	現状と課題	武力攻撃事態やテロ 記述を削除 防災と防犯にはそぐわない文章です。自治体の防災に必要な文章か甚だ疑問です。平和都市宣言までしている吹田市です。文章で書くことで、印象付けさせてしまう恐れの方が強いと感じます。	

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
29	Ⅲ. 政策・施策 大綱2 政策1 防災	16	現状と課題	<p>「武力攻撃事態やテロ」の意味内容が不明。現政権は日本が「反撃能力＝敵基地攻撃能力を保有」するべきとして関連の施策を進めている。「武力攻撃事態」とは、日本の同盟国＝米国が他国から攻撃を受けた場合に日本の自衛隊が米軍と協力して「武力攻撃」することを想定して、市はこう表記したのか。であれば、市は「武力攻撃とテロ」が生起する蓋然性がどれほどであると認識しているのか。それらが不明のまま市の公式文書にこのような表記をすることは著しく慎重さに欠けると思われる。なぜなら、市民はこれを読み、「武力攻撃事態やテロ」が身近に迫っていると吹田市が認識していると思うだろうからだ。また、これは市民の中に「敵国」と想定される国への恐怖や敵意を容易に生じさせる。根拠の希薄な恐怖や敵意はヘイトクライムを誘発する。市は、市の文書におけるこの表記が市民や外国籍住民の心にもたらす影響を考えているのか。</p>	<p>武力攻撃事態とは、「武力攻撃が発生した事態」または「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」を指します。</p> <p>武力攻撃事態等への対処について、平成15年(2003年)事態対処法、平成16年(2004年)国民保護法が成立しています。それに伴い、平成19年(2007年)9月、吹田市域において、武力攻撃等から住民等の生命・身体及び財産を保護し、住民生活・住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、①住民の避難、②避難住民等の救援、③武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的として、吹田市国民保護計画を策定しました。令和2年(2020年)6月には、避難等に関し、より具体化する改訂を行ったこと、及び昨今の世界情勢等に基づき、表現の見直しを行ったものです。</p> <p>なお、より分かりやすくするため、「武力攻撃事態」について用語集で説明します。</p> <p>「テロ」につきましては、平成31年(2019年)3月に策定した「第4次総合計画」において、危機事象のひとつとして捉えています。</p>
30	Ⅲ. 政策・施策 大綱2 政策1 防災	16	現状と課題	<p>私は自治会で自主防災部の活動をしていました。16ページ、現状と課題の2行目「武力攻撃事態やテロ」と新しく書き込まれたことが何とも唐突で驚きです。十分に検討されたものようにはとても思われません。吹田市の行政として今これを書き込む必要が本当にあるのでしょうか？再考を求めます。</p>	
31	Ⅲ. 政策・施策 大綱2 政策1 防災	16	現状と課題	<p>現状と課題のところに「武力攻撃事態やテロ」とありますが、市民を煽るという問題があります。</p> <p>憲法を守って平和を守る自治体として「武力攻撃事態やテロ」の文言は削除してください。</p>	
32	Ⅲ. 政策・施策 大綱2 政策1 防災	16	現状と課題	<p>「武力攻撃事態やテロ」は不用。吹田市が公文書にこのような表記をすることは著しく慎重さに欠ける。</p> <p>これを読んだ市民は、「武力攻撃事態とテロ」が身近に迫っていると感じるだろう。何を根拠にこのような表記をするのか。</p>	

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
33	Ⅲ. 政策・施策 大綱2 政策1 防災	16	現状と課題	自然災害と並んで「武力攻撃事態」が新たに加えられています。自然災害とは異なり武力攻撃事態は人為的なことで、このような事態にならないようにするのが行政の役割です。自然災害と並列して「武力攻撃事態」とらえるのは、戦前の防空訓練により国民が戦争協力させられる状況とダブります。「武力攻撃事態」を削除することを求めます。	<p>武力攻撃事態とは、「武力攻撃が発生した事態」または「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」を指します。</p> <p>武力攻撃事態等への対処について、平成15年(2003年)事態対処法、平成16年(2004年)国民保護法が成立しています。それに伴い、平成19年(2007年)9月、吹田市域において、武力攻撃等から住民等の生命・身体及び財産を保護し、住民生活・住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、①住民の避難、②避難住民等の救援、③武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的として、吹田市国民保護計画を策定しました。令和2年(2020年)6月には、避難等に関し、より具体化する改訂を行ったこと、及び昨今の世界情勢等に基づき、表現の見直しを行ったものです。</p> <p>なお、より分かりやすくするため、「武力攻撃事態」について用語集で説明します。</p>
34	Ⅲ. 政策・施策 大綱2 政策1 防災	16	現状と課題	「武力攻撃事態」…削除すべき 【理由・意見】 「武力攻撃事態」とは戦争。戦争は外交の失敗の結果おこるもので、戦争を防ぐこと、戦争の被害を減らすことは、「防災減災」とは異質のもので、この項にそぐわない。私は、地区の自主防災活動をすすめてきた者として、例えば「防空警報」「防空避難」などをするつもりはない。	
35	Ⅲ. 政策・施策 大綱2 政策1 防災	16	現状と課題	「武力攻撃事態」の明記はおかしい。	
36	Ⅲ. 政策・施策 大綱2 政策1 防災	16	現状と課題	大綱2の防犯、防災のところに「武力攻撃事態」と追加されているが、削除を求めます。 武力攻撃事態とはどういう事態を想定しているのか。吹田市がもうすぐ戦争が起こるかのような危機感をあおっているようにしかみえない。削除を求めます。	
37	Ⅲ. 政策・施策 大綱2 政策1 防災	16	現状と課題	「武力攻撃事態」という言葉が追加されていますが、具体的にどのようなものを想定し施策に反映するのかが明らかではありません。政府はこの言葉を軍備拡張の口実に使っている嫌いがありますが、それを唯唯諾諾として受け入れてしまっているという感をいただいています。非核平和都市である吹田市にとって、これは望ましいものではありません。	

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
38	Ⅲ. 政策・施策 大綱2 政策1 防災	16	現状と課題	<p>「武力攻撃事態やテロ」について、削除する。 理由 P3序論(4)の中で「武力攻撃事態やテロ」に対する言及はない。にも関わらず、大規模自然災害と並んで、これら事態が記載されている。武力攻撃事態が起こらないように努力することこそが、市民の命と財産を守る自治体の使命だ。</p>	<p>武力攻撃事態とは、「武力攻撃が発生した事態」または「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」を指します。 武力攻撃事態等への対処について、平成15年(2003年)事態対処法、平成16年(2004年)国民保護法が成立しています。それに伴い、平成19年(2007年)9月、吹田市域において、武力攻撃等から住民等の生命・身体及び財産を保護し、住民生活・住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、①住民の避難、②避難住民等の救援、③武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的として、吹田市国民保護計画を策定しました。令和2年(2020年)6月には、避難等に関し、より具体化する改訂を行ったこと、及び昨今の世界情勢等に基づき、表現の見直しを行ったものです。 なお、より分かりやすくするため、「武力攻撃事態」について用語集で説明します。 「テロ」につきましては、平成31年(2019年)3月に策定した「第4次総合計画」において、危機事象のひとつとして捉えています。 また、p.3においては、第4次総合計画策定後の「主な動向」を数点取り上げて記載しており、その他の動向も含めて見直しを行っています。</p>

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
39	Ⅲ. 政策・施策 大綱2 政策1 防災	16	現状と課題	<p>序論で3.(4)安心安全や環境への意識の高まりでは、自然災害や温暖化しか触れていない。 しかしP16政策1では、唐突に「武力攻撃事態やテロ」が出てくるのはなぜか？ 自衛隊・米軍基地や軍事工場がない吹田市が武力攻撃を受ける事態とはどのような状況を想定しているのか全く理解不能です。ためにする議論をしているのでは、と勘繰りたくありません。最近小中学校で「自衛隊」による、防災の「出前授業」を吹田市が計画しているとの話を耳にしました。「非核平和都市宣言」をしている吹田市には全く反しています。一部の極右政治家に焚きつけられて、行政までが戦争準備をしようするお積もりですか！平和志向の都市づくりを今後も堅持するようお願いします。</p>	<p>武力攻撃事態とは、「武力攻撃が発生した事態」または「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」を指します。 武力攻撃事態等への対処について、平成15年(2003年)事態対処法、平成16年(2004年)国民保護法が成立しています。それに伴い、平成19年(2007年)9月、吹田市域において、武力攻撃等から住民等の生命・身体及び財産を保護し、住民生活・住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、①住民の避難、②避難住民等の救援、③武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的として、吹田市国民保護計画を策定しました。令和2年(2020年)6月には、避難等に関し、より具体化する改訂を行ったこと、及び昨今の世界情勢等に基づき、表現の見直しを行ったものです。 なお、より分かりやすくするため、「武力攻撃事態」について用語集で説明します。 「テロ」につきましては、平成31年(2019年)3月に策定した「第4次総合計画」において、危機事象のひとつとして捉えています。 また、p.3においては、第4次総合計画策定後の「主な動向」を数点取り上げて記載しており、その他の動向も含めて見直しを行っています。 市国民保護計画では、「交通機関を中心とした武力攻撃や昼間人口や娯楽施設の集中する北大阪急行江坂駅・JR吹田駅周辺、万博記念公園周辺及び大規模集客施設である市立吹田サッカースタジアムでの大規模テロに留意するものとする。」としています。</p>

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
40	Ⅲ. 政策・施策 大綱2 政策1 防災	16	現状と課題	今回の素案に武力攻撃事態やテロという言葉が入っていますが、住民を守るべき自治体としてそれらは相応しいのでしょうか。何か、唐突なものを感じます。吹田市は非核宣言をし日本国憲法に則った平和都市を目指していると思います。その憲法は前文で諸国民と信義と友好で平和を維持しようとしています。武力攻撃事態を想定することはそのことに反していると思います。もう一度、それらの文言を入れることを考え直して下さい。	武力攻撃事態とは、「武力攻撃が発生した事態」または「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」を指します。 武力攻撃事態等への対処について、平成15年(2003年)事態対処法、平成16年(2004年)国民保護法が成立しています。それに伴い、平成19年(2007年)9月、吹田市域において、武力攻撃等から住民等の生命・身体及び財産を保護し、住民生活・住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、①住民の避難、②避難住民等の救援、③武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的として、吹田市国民保護計画を策定しました。令和2年(2020年)6月には、避難等に関し、より具体化する改訂を行ったこと、及び昨今の世界情勢等に基づき、表現の見直しを行ったものです。 なお、より分かりやすくするため、「武力攻撃事態」について用語集で説明します。
41	Ⅲ. 政策・施策 大綱2 政策1 防災	16	現状と課題	計画案に、武力攻撃事態やテロという言葉がはいっていることに驚きました。今まで、なかったこの言葉が今回急に入れられた理由は何でしょうか。市民の一人として、この文言の必要性が理解できません。削除をお願いします。台湾有事など、戦争がおきることをあおるような政治家の言動。すべきことは、平和外交、戦争が起きないようにすることだと思います。吹田市は、非核平和宣言をしています。平和のために、何を市としてすべきかを、考えていただきたいと思います。	「テロ」につきましては、平成31年(2019年)3月に策定した「第4次総合計画」において、危機事象のひとつとして捉えています。 また、世界の恒久平和の実現は吹田市民の願いであり、平和を維持するため、国による国際協調のもとでの外交努力の継続が何よりも重要です。本市は、日本国憲法でうたわれている平和の理念を基調に、平和を希求する市民の総意のもとに恒久的な平和の実現をめざし、我が国の非核三原則が完全に実施され、地球上から核兵器が廃絶されることを人類共通の願いとして、「非核平和都市宣言」を行っています。非核平和都市宣言により、日本国憲法の平和の理念を基調に、吹田市と吹田市民が、より多くの世界の人々と交流を図り、対話をし、お互いに戦争の悲惨さを論じ合い、平和な世界を築くために、市民外交を今まで以上に展開していくことが望まれています。さらに、「安心安全の都市づくり宣言」を行い、市民の命と地域の安全を守り、市民生活が安全であることは、吹田市行政の基本的条件です。第4次総合計画においては、大綱1政策1に「平和と人権を尊重するまちづくり」を掲げ、「非核平和への貢献」を施策として進めてまいります。
42	Ⅲ. 政策・施策 大綱2 政策1 防災	16	現状と課題	現状と課題のところに「武力攻撃事態やテロ」という文言が新たに加わっているのに、違和感があります。戦争を起こさないために最も大切なことは、憲法にあるように、人々の交流・取り組み等不断の努力です。吹田市の「非核平和都市宣言」に基づくさらなる取り組みが大切ですね。そのような取り組みの強化でなく「武力攻撃やテロ」という言葉を唐突に入れることは、「だから、武力増強せよ」とのメッセージにつながり反対です。それは、平和とは正反対の道です。削除してください。	一方でも、市民の安心・安全が脅かされるいかなる事態においても、市民の生命、身体、財産を守る立場から、一人ひとりの基本的な人権を最大限尊重しながら、市民、企業と力を合わせ、関係機関と連携し、総合的な危機対応に万全を尽くす必要があると考えています。
43	Ⅲ. 政策・施策 大綱2 政策1 防災	16	現状と課題	「大規模な自然災害をはじめ、武力攻撃事態やテロ、新型感染症など」について、天災である自然災害と平和外交などで防げる武力攻撃事態やテロを同列に論じるのは無理がある。吹田市は非核平和都市宣言をしている自治体であることから、最初から武力攻撃事態を想定することに矛盾が生じる。よって、「武力攻撃事態やテロ」は災害の項目から削除する。	
44	Ⅲ. 政策・施策 大綱2 政策1 防災	16	現状と課題	2行目に防災・減災の対象として「武力攻撃事態やテロ」とあることには強い違和感をおぼえる。本来これらのことは国の政策として進められることはあっても、地方自治体の政策としてこのようなことを対象にすべきではないと思う。特に吹田は「非核平和都市宣言」をしており、武力攻撃などを起こさぬように外交努力を最優先するよう国に対して働きかけるような存在であることを求められているのであり、市のまちづくりの施策にこのような文言は不要である。また、この基本計画の推進に当たって、「SDGsのゴールとの関連を常に意識しながら、取組を推進することとします」とあるが、そのゴールの一つである「平和と公正をすべての人に」というゴールに向き合ったものとは思えず、この言葉を削除すべきと考える。	

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
45	Ⅲ. 政策・施策 大綱2 政策1 防災	16	現状と課題	「市内南部の浸水想定地域での災害時の避難体制の実効的な構築」について、掲げるべき 【理由・意見】吹田市の防災上の喫緊の課題である。	本計画は総合計画であり、市政運営上の基本的な指針として、様々な取組の大きな方向性をまとめたものであるため、具体的な内容等につきましては、今後の事業実施に当たっての参考とさせていただきます。なお、本市では水害時における被災想定に基づきハザードマップを作成・公表しています。今後はリスクエリア内の避難所の状況想定を行い、避難場所や避難方法などの検討を行ってまいります。
46	Ⅲ. 政策・施策 大綱2 政策1 防災	17	施策2-1-2 防災力・減災力の向上 施策2-1-3 消防・救急救命体制の充実	自主消火・防災組織や住民の訓練プログラムを新設してほしい。 ・「災害時倒壊物からの救出」のための訓練プログラム・訓練キットの創設 ・本格的な初期消火訓練プログラムの創設(水消火器による的当てでは物足りない) ・スタンドパイプなど消火栓をつかった初期消火訓練プログラムの創設	自主消火組織における訓練に際しましては、各消防署が指導に行かせていただいています。また、自主防災組織における訓練に際しましては、訓練設計の支援やより効果的な訓練が実施できるよう、情報交換会などを行っており、引き続き御意見も参考に自主消火組織・自主防災組織の支援を進めてまいります。
47	Ⅲ. 政策・施策 大綱2 政策2 防犯	18	現状と課題	違法なオンラインカジノにはまり借金を重ねた若者による犯罪が増えていることに鑑み、「依存症対策」を加える。	犯罪にはさまざまなものがありますが、その未然防止に向けては、必要に応じて取り組んでまいります。
48	Ⅲ. 政策・施策 大綱2 政策2 防犯	19	施策2-2-1 防犯力の向上	1行目「見守り活動の支援や、」の後に「防犯カメラ運用の指針を定め」を挿入する。 理由 ただ増やせばいいのではなく、一方でプライバシー侵害などの権利侵害につながらないような運用指針が必要なため。	防犯カメラの設置に当たっては、「吹田市無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領」を定めています。本項目に限らず、事業実施に当たっては要領等を定めて取り組んでいます。
49	Ⅲ. 政策・施策 大綱2 政策2 防犯	19	施策指標 2-2-1 女性や子供を狙った犯罪認知件数	実際には認知件数にあがらない暗数があると考えられますので、単独で指標とするべきではないと思います。また、目標値を0件としている点は「女性や子供を狙った犯罪は、1件たりとも許さない」という心情には同意しますが、それならば「生きがいがある高齢者の割合」(21ページ)等も100%を目指すべきではないでしょうか。	性犯罪は申告されるものが少ないということは承知しており、認知件数ではなく、相談する件数などをゼロにしていくという考え方もありますが、少なくとも声かけ事案の件数をゼロにしたいという考えで指標を設定しました。 また、段階を追って達成するものと、徐々に減らすのではなくゼロであるべき指標とあり、それぞれの指標の性質によって目標値を定めています。

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
50	Ⅲ. 政策・施策 大綱3 政策1 高齢者福祉	21	施策3-1-2 暮らしを支える 支援体制の 充実	2行目「暮らし続けられるよう」のあとに「公的責任を発揮し、行政の総合性が発揮される形で」を挿入する。 理由 地域事務室が廃止されたり、地域包括支援センターが民間委託されたことにより、行政の総合性が確保されず、住民ニーズに十分にこたえきれていない実情にあるため。	公的責任を発揮すること、行政の総合性を発揮することは、本項目に限らず、全ての事業実施に当たっての前提となる考え方であり、そのような姿勢を持って臨んでまいります。
51	Ⅲ. 政策・施策 大綱3 政策1 高齢者福祉	21	施策指標 3-1-2 後期高齢者の うち、要支援・ 要介護の認定を 受けている人の 割合	目標値を下回ることを目指しているのかどうか分かりにくいと思います。利用者の視点からは、要介護認定を受けることで利用できる介護サービスは充実する一方で、認知症等の症状が進行しているというディレンマがあります。「結核罹患率」や「CO2排出量」については自明だと思いますが、目標値を下回ることを目指す項目は「…以下」と明示されている方がよいと思います。	目標値以下となることで達成できる次の指標については、分かりやすくするため、目標値に統一的に「以下」をつけることとします。 施策指標3-1-2 後期高齢者のうち、要支援・要介護の認定を受けている人の割合 施策指標3-4-2 結核罹患率(人口10万対) 施策指標5-1-1 市域の年間エネルギー消費量 施策指標5-1-1 市域の年間温室効果ガス排出量 施策指標5-1-2 市民1人当たりの1日のごみ排出量 施策指標6-1-2 空き家のうち腐朽・破損のあるものの割合 施策指標7-1-1 商店街及び小売市場における空き店舗率
52	Ⅲ. 政策・施策 大綱3 政策2 障がい者福祉	23	施策3-2-1 生活支援など 暮らしの基盤 づくり	調査以上に利用したいと思ってもグループホームやショートステイの数が少なく利用できない状況にあるため、人員の確保、数(増設)すべきで補助していくことが必要	グループホームやショートステイの需要を把握・分析し、必要とする方に必要なサービス提供ができるよう、いただいた御意見を参考に、個別計画において検討してまいります。
53	Ⅲ. 政策・施策 大綱3 政策4 健康・医療	27	施策指標 3-4-1 受動喫煙に 合わなかった と答えた人の 割合	「受動喫煙に合わなかった」との表記があるが、これは「受動喫煙に遭わなかった」と改めるべきではないか。	
54	Ⅲ. 政策・施策 大綱3 政策4 健康・医療	27	施策指標 3-4-1 受動喫煙に 合わなかった と答えた人の 割合	受動喫煙を好ましくないもの(害)と考えるのであれば、「合う」ではなく「遭う」が適当かと思います。	厚生労働省や他自治体における表記も「合う」「遭う」「あう」と様々であり、今回はひらがな表記とします。

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
55	Ⅲ. 政策・施策 大綱3 政策4 健康・医療	27	施策指標 3-4-1 受動喫煙に 合わなかった 人の割合	受動喫煙に関する指標について、意識調査の設問として違和感を感じますが、本当にこの指標が客観的なものとなり得るのでしょうか？	国の「国民健康・栄養調査」による設問と同じであり、スモークフリーシティ実現に向けた進捗を測ることができる指標と考えています。
56	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策1 子育て	29	施策4-1-1 就学前の教 育・保育の充 実	1行目「進めるとともに、」の後に「公的責任を発揮し」を挿入する。 理由 質の高い教育・保育の充実のためには公立がその水準を示すことが必要で、また民間を支援することも必要になってくるため。	公的責任を発揮することは、本項目に限らず、全ての事業実施に当たっての前提となる考え方であり、そのような姿勢を持って臨んでまいります。
57	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策1 子育て	29	施策4-1-1 就学前の教 育・保育の充 実	1行目の「進めるとともに」の後に、「公的責任を発揮して」を挿入。	
58	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策1 子育て	29	施策4-1-3 配慮が必要 な子供・家庭 への支援	経済的支援の充実をはかること。医療費の免除、ショートステイ、レスパイト機能を充実させる施設の増設すること。	子ども医療費助成については、令和2年(2020年)4月1日から、所得制限なく、対象年齢を18歳年度末までに拡充しています。また、保護者の病気や出産、仕事などで一時的に家庭で保育ができなくなったときのショートステイも実施しており、いただいた御意見も参考に引き続き進めてまいります。
59	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策2 学校教育	30,31	—	教育政策に関する部分は、これからの吹田市を考えるうえで最も大切なところだと思う。ところが、そこに教員の増員が盛り込まれていない。このことなしに、どんなに素晴らしい施策を書き連ねても、それらは絵空事にすぎない。お金をかけずに小手先の工夫でできることはたかが知れている。まずは教育予算の増額と、それをICT機器などに振り向けるのではなく、教員の増員に充てることがすべての教育政策の基礎にならなければいけないのではないか。 教育予算の増額と、教員の増員をこのページに書き加えることを求める。	本計画は総合計画であり、市政運営上の基本的な指針として、さまざまな取組の大きな方向性をまとめたものであるため、取組の具体的な内容等につきましては、今後の事業実施に当たっての参考とさせていただきます。なお、教員が授業や児童・生徒支援などの本来業務に集中できるよう学校における人員体制の充実等に向けて、現在、検討を進めているところです。

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
60	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策2 学校教育	31	施策4-2-1 学校教育の 充実	①学校図書館充実のためには、「読書活動支援者」の勤務時間の改善が急務です。子どもの読書活動をさらに健全・活発にするためにも絶対に必要です。それは子どもの豊かな教育や育ちにつながります。 ②中学校の学校図書館「1校専任」の司書配置は、学校教育の充実発展につながります。人として豊かな人生を送るためにも図書館があること、そこに「人」がいることが何より大切です。	本市では、学校司書として読書活動支援者を全校に配置し、児童、生徒の学校図書におけるニーズを把握するなど、各校の蔵書管理や環境整備を支援しており、引き続き御意見も参考に進めてまいります。
61	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策2 学校教育	31	施策4-2-1 学校教育の 充実	新しい時代に必要とされる資質や能力を育む小中一貫教育を進め、ICT教育、英語教育、食育・体力づくり、読書活動など教育内容の充実を図ります。 とありますが、平和教育は非核平和都市宣言をしている自治体として積極的に取り入れていく必要があります。ですから、新しい時代に必要とされる資質や能力を育む小中一貫教育を進め、ICT教育、英語教育、食育・体力づくり、平和教育、読書活動など教育内容の充実を図ります。 と改めて下さい。	本市における平和教育については、従来から、修学旅行に関わる学習を初め、戦争体験者をゲストティーチャーに招き、平和に関する講話を聞くなど、各校において特色ある取組を推進しており、これからも引き続き取り組んでまいります。
62	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策2 学校教育	31	施策4-2-1 学校教育の 充実	1行目「ICT」の前に、「子どもたちの個人情報保護を十分に図ったうえで、」を挿入する。 理由 子どもたちの学習情報が目的外に利用されることのないように、適切な措置が十分に取られることが必要のため。	子供を含め個人情報保護を図ることは、本項目に限らず、全ての事業実施に当たっての前提となる考え方であり、そのような姿勢を持って臨んでまいります。
63	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策2 学校教育	31	施策4-2-1 学校教育の 充実	「いじめや不登校などに悩む子供一人ひとりへの対応や特性のある子供の課題に応じた支援体制や特性のある子供の課題に応じた支援」の後に「のために、少人数学級を含めた、チームとしての学校」を追加する。 理由)学級の人数を少なくすることで児童・生徒の様子を仔細に捉えやすくなり、児童・生徒、保護者へのフォローや、他の教職員、SSWをはじめとした専門性を持つスタッフとの連携が取りやすくなるため。	本計画は総合計画であり、市政運営上の基本的な指針として、様々な取組の大きな方向性をまとめたものであるため、具体的な内容等につきましては、今後の事業実施に当たっての参考とさせていただきます。なお、少人数学級編成は、児童・生徒一人ひとりに対してきめ細やかな指導の充実が期待できると認識しておりますが、引き続き、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた組織的な取組を進めるとともに、実効的な不登校対策を推進するための体制の充実等に努めてまいります。
64	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策2 学校教育	31	施策4-2-1 学校教育の 充実	いじめをなくすための具体策を講じ、こどもの意見が尊重される教育環境をつくること、また不登校児対策についても安心して居場所づくりと安心して学習できる場を提供すること、フリースクール等への支援を行う。	いじめや不登校への対策として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた組織的な取組を進めるとともに、実効的な不登校対策を推進するための体制の充実、児童・生徒の多様な居場所の確保等に努めており、引き続き御意見も参考に進めてまいります。

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
65	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策2 学校教育	31	施策4-2-1 学校教育の 充実	「教職員が本来業務である教育活動に集中でき」の後に、「安心して働き続けられ、学ぶ意欲を持ち続けられ」を追加する。 理由)教員の年齢構成と経験年数がアンバランスになっている課題に対応するには、知識や技術の研鑽ができる環境、子育てや介護などの家族的責任を果たせる環境が必要と考えるため。	本計画は総合計画であり、市政運営上の基本的な指針として、さまざまな取組の大きな方向性をまとめたものであるため、具体的な内容等につきましては、今後の事業実施に当たっての参考とさせていただきます。なお、教員が授業や児童・生徒支援などの本来業務に集中できるよう学校における人員体制の充実等に向けて、現在、検討を進めているところです。
66	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策2 学校教育	31	施策4-2-1 学校教育の 充実	性暴力加害が大問題となっているが、何十年の間、被害者たちが声を大きく上げられなかった原因の一つに、日本では人権教育としての性教育が行われてこなかったことがある。性被害の当事者団体「SPRING」の調査(2020年)では、性暴力被害者の被害時の年齢は平均15.39歳だという。人権教育としての性教育を、犯罪防止の観点からも、吹田の小中学校で実施することを加える。	性に関する教育については、学習指導要領に則り、児童・生徒の発達段階や家庭環境に応じて、集団指導と個別指導の両面から取り組んでおり、引き続き御意見も参考に進めてまいります。
67	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策2 学校教育	31	施策4-2-1 学校教育の 充実	人権教育としての性教育を、犯罪防止の観点からも、吹田の小中学校で実施することを加える。現在の取り組みは不十分である。	
68	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策2 学校教育	31	施策4-2-2 学校教育環 境の整備	温暖化対策で快適な環境で学習できる設備の充実と水の確保、少人数学級で対応できる教員配置と学校の適正規模、地元の有機農産物を使った安全な給食の提供、中学校(義務教育)の自校調理による給食の提供	「温暖化対策で快適な環境で学習できる設備」につきましては、熱中症対策として、普通教室や特別教室への空調設備の整備が完了しており、体育館についても空調設備が整備できるよう取り組んでおります。安心・安全に学べる学習環境の確保、学校規模の適正化など、既に取り組んでいる施策も含め、引き続き御意見も参考に教育環境の整備を進めてまいります。
69	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策2 学校教育	31	施策指標 4-2-1 いじめはど んな理由が あってもい けないこと だと思 う小・中 学生 の割合	いじめに関する指標は、重大事案の発生件数をゼロにするといった意思を示して欲しいと思います。 または大きな問題となっている不登校児童生徒の数の削減を目標に掲げるべきではないでしょうか？	総合計画審議会におきましても施策指標とするかどうか議論となりましたが、いじめの件数、不登校の児童・生徒数については教育委員会で把握し、次の施策に活かしていくとの結論に至りました。
70	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策3 青少年	32	現状と課題	5行目「放課後の児童の居場所」を「留守家庭の児童の放課後及び長期休業日の居場所」に改める 理由 「留守家庭の児童」について触れているのに、「児童」と一般化しているため。正しく区別する必要がある。	御指摘の意図で記載しています。

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
71	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策3 青少年	33	施策4-3-2 放課後の居 場所の充実	学童保育の待機児童を、居場所事業で済まさないで！ 学童保育は、本来6年生までの事業と国でも示されていて、吹田市は遅れています。 学童保育を吹田市直営で、真剣に拡充してください！！ 保育を必要としている家庭、子どもたちにとって、地域や居場所事業で済ます計画は、実態にそぐわない。	当該施策は児童の多様な居場所を確保し、充実させることを目指しています。御意見につきましては、今後の事業実施に当たっての参考とさせていただきます。
72	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策3 青少年	33	施策4-3-2 放課後の居 場所の充実	学童は様々な居場所を作るのではなく、今まで通り受け入れができるように拡充をしてください。息子二人お世話になりました。今でも当時のことを思い出し、いい居場所だったと…保護者としても、当時の学童は安心して預けることができました。今の子どもたちの想いをしっかりと聞いたうえで、施策を進めてください。	
73	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策3 青少年	33	施策4-3-2 放課後の居 場所の充実	待機児童を出さないために、入室を希望する子ども達が全員受け入れられる様に、学童保育の拡充をはかるという文言を入れてほしいです。 居場所事業では、保護者の安心・安全には不十分だと思います。	
74	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策3 青少年	33	施策4-3-2 放課後の居 場所の充実	学童保育を利用したいすべての家庭が利用できるよう、学校・地域の多様な居場所とは別に学童保育の充実を求めます。居場所が必要な子どもと、保育が必要な家庭は別です。指導員をきちんと確保し、必要に見合う学童保育施設数を開室してください。また、安心して通える安全で安定的な指導員確保をお願いします。	
75	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策3 青少年	33	施策4-3-2 放課後の居 場所の充実	待機児童が出ないよう居場所事業でなく学童保育の拡充を！	
76	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策3 青少年	33	施策4-3-2 放課後の居 場所の充実	1行目「…への入室を希望する児童の確実な受け入れを行い」を「…確実な受け入れを行うため、職員体制の確保に努める。また…」と改める。 理由 現状と課題の中で「職員体制の確保が困難」なことが「受け入れを困難にしている」としているにもかかわらず、施策で触れていないのは、この課題について軽視又は無視しているとの誤解を与えかねない。	

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
77	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策3 青少年	33	施策4-3-2 放課後の居 場所の充実	冒頭、「指導員の処遇の改善をすすめ」を挿入する。 理由 「職員体制の確保が困難」なのは指導員の処遇が大幅 に後退したことが原因と考えられるから。	本市では、欠員解消策として即効性のある業務委託の加速化 を令和5年(2023年)6月に政策決定しました。引き続き、指導 員の募集も行いながら、待機児童の解消と指導員体制の確保に 努めます。御意見につきましては、今後の事業実施に当たっての 参考とさせていただきます。
78	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策3 青少年	33	施策4-3-2 放課後の居 場所の充実	冒頭に、「指導員の処遇の改善をすすめ」を挿入。	
79	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策3 青少年	33	施策4-3-2 放課後の居 場所の充実	「入室を希望する児童の確実な受け入れを行う」ために「指導 員の処遇改善を行うなど態勢を確保し、～」を挿入する。	
80	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策3 青少年	33	施策4-3-2 放課後の居 場所の充実	指導員の仕事はフルタイム勤務の内容です。吹田の学童保育 の拡充、充実のために指導員をフルタイム、常勤、複数配置にし てください。待機児童は居場所事業で対応ではなく学童保育の 整備拡充で対応してください。民間委託は期間ごとに事業者が 変わる不安定な運営です。公設公営で、吹田の学童保育の水準 を高めていってください。	
81	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策4 生涯学習	34	現状と課題	学習機会の充実を図るべき現代的課題として「超高齢社会に おける介護」が挙げられていますが、超高齢社会において、市民 が学ぶべき課題としては、「介護」だけでなく、「健康づくりや医 療」も併記すべきだと思います。	御指摘を受け、下記のとおり修正します。 (旧)・・・超高齢社会における介護、防災・防犯、環境問題など現 代的課題に関する学習機会の・・・ (新)・・・防災・防犯、環境問題、超高齢社会における介護・健康 づくり・医療など現代的課題やその対策に関する学習機会の・・・
82	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策4 生涯学習	35	施策4-4-1 生涯学習活 動の支援	文末、「市政課題等について学んだことをコミュニティ活動へつ なげていけるよう支援します。」を挿入する。 理由 市民に市政をめぐる様々な課題を届け、その様々な学び を社会活動へつなげていく方策がないと学びが地域に還元され ないため。	市政活動について学び、コミュニティ活動へつなげていくこと も、生涯学習の地域還元のひとつの方法であると考えますが、 それらも含めて生涯学習活動の支援を行っていくため、今後の 事業実施に当たっての参考とさせていただきます。
83	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策4 生涯学習	35	施策4-4-1 生涯学習活 動の支援	文末に、「市政課題等について学んだことをコミュニティ活動へ つないでいけるよう支援します。」を挿入。	

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
84	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策4 生涯学習	35	施策4-4-2 生涯学習環境の整備	<p>①生涯学習支援のためには図書館の整備が大事です。これは社会教育です。電子図書という傾向ですが、現実的には紙の本の需要が大きいのです。そのための図書費の増額が急務です。</p> <p>②来館者を増やすためにも新しい魅力的な、雑誌も含めて本を揃えることが何より大事。図書費の増額で図書館の棚を充実させることが来館者を増やすことにつながります。</p>	<p>図書館の蔵書につきましては、市民の生涯学習や自由な読書活動を支援するため、従来の紙の資料に加えて、市民のニーズに対応した多種多様な資料を計画的に収集、保存、提供していくとともに、必要な資料の購入ができるよう、適切な資料費の確保に努めます。</p>
85	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策4 生涯学習	35	施策4-4-2 生涯学習活動の環境	<p>1行目「地区公民館」のあとに「コミュニティセンター」を挿入する。 理由 当初の「コミュニティセンター基本構想」には、第2次生活圏(6ブロック)での学習機能が位置付けられていた。市民とともにまちづくりを進めるためにはその役割は現在ますます重要になっているため。</p> <p>3行目 文末に「公民館の役割を十分に果たせるように社会教育主事を配置します。」を挿入する。 理由 様々な市政を取り巻く地域課題を適切に地域に届けるためには専門職としての社会教育主事が必要なため。</p>	<p>「図書館や地区公民館など」に、その他さまざまな施設を含んでおります。</p> <p>また、社会教育主事は、公民館だけでなく、図書館や博物館といった他の生涯学習関連施設等との連携の中心的な役割や、社会教育事業と他分野の関連事業等との適切な連携協力を図ることから、施策4-4-1「生涯学習活動の支援」において、御指摘の意図で記載しています。</p>
86	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策4 生涯学習	35	施策4-4-2 生涯学習活動の環境	<p>1行目の「地区公民館」の後に、「コミュニティセンター」を挿入。</p>	<p>「図書館や地区公民館など」に、その他さまざまな施設を含んでおります。</p>
87	Ⅲ. 政策・施策 大綱4 政策4 生涯学習	35	施策指標 4-4-2 図書館の年間入館者数	<p>目標(R10)について、222万人を199万人と改める。</p> <p>また、数値目標に近隣他市に比べて、低額な市民一人当たりの資料費の増額を目標とされたい。(表:市民一人当たりの資料費比較(北摂7市の市民1人当たりの資料費と図書館費の比較(令和3年度(2021年度)予算)))</p> <p>理由)2023年5月に策定された「吹田市立図書館サービス基本計画」の24ページに「来館者数については平成28年度(2016年度)の約199万人をピークに減少傾向が続き、令和2年度(2020年度)はコロナ禍の影響のため約109万人まで減少しました。令和3年度(2021年度)は約156万人まで回復」とある。電子書籍を3万点購入し、非来館型サービスを推進しながら、来館者数の増大を目標とするのは整合性がない。2016年度の数値回復を目標とすることが現実的と考える。</p>	<p>施策指標の目標値について、令和4年度(2022年度)には177.6万人まで回復していること、また、本施策指標は令和元年度(2019年度)に策定した第4次総合計画(改訂前)において掲げた指標であり、基本的には策定当初の目標値を変えない方針であることから、222万人のままとします。図書館は、本の貸出だけではなく、生涯学習施設としての役割を果たしていく中で、来館者数の増加をめざしていきます。</p> <p>また、図書館の蔵書につきましては、市民の生涯学習や自由な読書活動を支援するため、従来の紙の資料に加えて、市民のニーズに対応した多種多様な資料を計画的に収集、保存、提供していくとともに、必要な資料の購入ができるよう、適切な資料費の確保に努めます。</p>

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
88	Ⅲ. 政策・施策 大綱5 政策1 環境	36	政策1 環境先進都 市のまちづく り	<p>1. 「環境先進都市」の定義が不明。何らかの客観的基準があつての「先進」なのか、ある時点での第三者からの「認証」なのか、「自称」なのか。定義があれば、73ページ以降の用語集に加える。</p> <p>2. 前項1での客観的な定義があれば、その基準にすでに合致していればこの記述でよいが、そうでない場合は「環境先進都市をめざすまちづくり」に改める。</p> <p>3. 前々項1で、ある時点での「認証」や「自称」であれば、「環境先進都市をめざすまちづくり」に改める。気候変動対策では、近年、新建築物への太陽光発電の設置義務化制度(ex.京都府、東京都)や、太陽光発電を初期投資なしで設置できるゼロ円ソーラー支援制度(神奈川県、埼玉県など)、省エネのカギを握る住宅の高断熱化の支援制度(東京都、川崎市など)などの「先進」的な政策がとられ、また少なくない自治体で生物多様性に関する計画を策定・実行している。吹田市ではこのような施策は37ページにも掲載されていない。ある時点で「環境先進都市」と「認証」されていたとしても、他の自治体でのこうした「先進」的な動向のなかで、「環境先進都市」を標榜するのはおこがましい。まして「自称」するのは僭越である。</p>	<p>政策名称は、大綱5に限らず、すべて「めざすもの」としての表記であり、本市として環境先進都市をめざしたまちづくりを進めていくとの思いで掲げているものです。基準や定義などはありませんが、本市として他市をリードする環境施策を展開していきたいとの思いでこのような表記にしています。</p>

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
89	Ⅲ. 政策・施策 大綱5 政策1 環境	36	現状と課題	<p>1行目～14行目について、「環境先進都市」を標榜する吹田市としては、その目標があまりにも低いので、下記の通り改める。</p> <p>地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来しています(グテーレス国連事務総長)。猛暑、水害、山火事などの気候関連災害が激化し、国内外で多くの命が失われています。生態系は急速に破壊されています。私たちは自然と人類の存亡の危機の時代に生きているのです。</p> <p>持続可能な社会の実現に向けて、地球全体で温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロにすること、2030年までに50%削減することや、2030年までに陸と海の30%以上を保全し健全な生態系を回復する取組などが、国際的に求められています。温室効果ガスの排出量が世界5位の日本では、2030年までに70%以上の削減が求められています。本市では、これまで地球温暖化対策やごみ減量、生物多様性に関する啓発などの取組を進めてきました。また、公害対策など良好な生活環境の確保に向けた取組を行ってきました。しかし、世界規模では依然として二酸化炭素の排出量は増加しており、今後一層の地球温暖化が懸念される中、本市においても持続可能な社会の実現のため、エネルギー消費量はさらなる削減が必要であり、適切なエネルギー利用を促進するなど、令和12年(2030年)までに市域の年間温室効果ガス排出量を70%減とする目標に向け、低炭素から脱炭素社会への転換に向けた取組の強化が必要です。さらに、地球温暖化に伴う熱中症による健康被害への対策を含む新たな対応が必要です。</p>	御意見の趣旨は素案に記載しています。
90	Ⅲ. 政策・施策 大綱5 政策1 環境	36	現状と課題	<p>能勢町と連携して木材利用の促進に加えて、すでに太陽光発電先進地の能勢町と連携しての太陽光発電拡大を加える。「おうち発電」での太陽光パネルや蓄電池の購入の補助金制度を加える。</p>	大阪府と連携して、太陽光パネルや蓄電池の設置の共同購入の取組を進めています。効果的な環境取組ができるよう、更なる調査研究に努めます。
91	Ⅲ. 政策・施策 大綱5 政策1 環境	36	現状と課題	<p>能勢町と連携しての木材利用の促進に加えて、すでに太陽光発電先進地になっている能勢町と連携しての太陽光発電の拡大をしてください。</p>	

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
92	Ⅲ. 政策・施策 大綱5 政策1 環境	37	施策5-1-1 脱炭素社会 への転換の 推進	2行目「事業者に対しても」のあとに「具体的支援策を行うとともに」を挿入する。 理由 単なる啓発でなく具体的支援策が求められている。全国的には独自の支援策を行っているところも出始めているため。	全国的には独自の支援策を行っているところもございますが、本市におきましては、まずは、啓発や情報発信を行い、市民、事業者がライフスタイル等の転換を行っているところです。御意見も参考に、引き続き脱炭素社会への転換を推進してまいります。
93	Ⅲ. 政策・施策 大綱5 政策1 環境	37	施策5-1-2 資源を大切に する社会シ ステムの形成	事業者への指導をつよめ、プラスチック包装の削減につとめること、住民に対してもゴミ分別の細分化を検討し、プラスチック包装を分別すること	廃棄物の排出が多い事業者に対し、プラスチック包装を含む廃棄物の減量化等に関する計画を提出させるなどの取組を行っていますが、引き続き更なる施策を検討します。また、家庭からのプラスチックごみの分別収集は、処理施設の能力や近隣に再商品化施設がない等の諸課題を踏まえ、他市等の動向を注視しながら検討を行っています。御意見につきましては、今後の事業実施に当たっての参考とさせていただきます。
94	Ⅲ. 政策・施策 大綱5 政策1 環境	37	施策5-1-3 安全で健康 な生活環境 の保全と自然 共生の推進	2行目「環境衛生の充実」のあとに「生物多様性確保に努め」を挿入する。 理由 例えばゲンジボタルや高町池以外のヒメボタル等は保全策が行われておらず、絶滅の危機に瀕しているなど吹田市の生物多様性に関する現在の施策が弱いため。	「自然共生への理解の促進」を後述しており、施策として生物多様性への対応は包含されています。
95	Ⅲ. 政策・施策 大綱6 政策1 都市空間	39	施策6-1-1 土地利用誘 導と良好な 景観形成	地球の温暖化を防ぐことが喫緊の課題であり、乱開発を防ぎ、みどりを保全することが求められている。吹田市における農地や畑地を守り増やしていく方策を講じること。食料の安全・確保に向けて考慮すること。	地球温暖化に関する施策は大綱5に、みどりの保全に関する施策については大綱6にお示ししております。本市は全域が市街化区域となっている中で、市街地に残る農地や山林は貴重なみどりであることから、都市計画においても生産緑地地区に指定して計画的に保全することにより、良好な都市環境の形成に努めています。 食料の確保につきましては、大綱7にお示しのとおり、農地の様々な機能を活用しながら、都市農業の振興に取り組んでまいります。

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
96	Ⅲ. 政策・施策 大綱6 政策1 都市空間	39	施策6-1-2 良好な住環境の形成	<p>1行目「図るため」のあとに「過度の人口増を規制し、調和のとれたまちづくりを目指し」を挿入する。</p> <p>理由 大規模マンション等が建てば一時期、極端な人口増が起こり、学校、保育園などにもさまざまなところに大きな影響が生ずるため。またその大規模マンションが老朽化する時期には建て替えもできず、様々な問題を抱えざるを得ないことが予想されるため。</p> <p>4行目「図ります」のあとに「長期的な視点から修復型のまちづくり方策をすすめます。」を挿入する。</p> <p>理由 将来、いずれかの時期には人口減少がやってくる。人口減少が生じて生活の質を落とさず、今より豊かな生活ができるよう地域を作ることが必要です。マンションの撤退など、人口減少によって生み出された空間を、まず公共空間の充実に充てることができるよう手法を開発することが必要です。それによってみどりの多い公園、歩道の整備、公共施設の充実のための用地確保を行っていくため。</p>	<p>本市では、良好な住環境の形成を図るため、開発事業に対しては、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」に基づき開発・建築の指導を実施しており、マンション等を建設する場合においても、その規模に応じ、周辺住民の意見を聞く場を設けているほか、道路や公園などの整備や、公共用地の確保、住宅や宅地の供給時期についても協議の対象としています。</p> <p>また、マンションの様々な問題に対応するため、本市ではマンション管理適正化推進計画の策定や吹田市マンション管理の適正化の推進に関する条例を制定し、管理組合による自律的で適切な管理の促進を目指し、支援などを行っているところです。</p>
97	Ⅲ. 政策・施策 大綱6 政策1 都市空間	39	施策6-1-2 良好な住環境の形成	<p>1行目、「住環境の形成」の後に「・維持」を、「開発」の前に「過度な人口偏在や集中・学校規模の不適正化につながる」を、「開発」の後に「を抑制する等の」をそれぞれ挿入し、「・」を削除。</p>	
98	Ⅲ. 政策・施策 大綱6 政策1 都市空間	39	施策6-1-2 良好な住環境の形成	<p>マンション開発など大型開発などによる人口増、また逆に過疎化が進む地域の一方で存在する状況から、地域ごとに保育・学校・コミュニティなど総合的な計画づくりが求められる。</p>	<p>本市では「総合計画」によるまちづくりを都市計画の面から進めていく上での基本方針として、都市計画マスタープランや立地適正化計画を策定しており、本市における土地利用や都市機能の誘導を行っています。</p>
99	Ⅲ. 政策・施策 大綱6 政策1 都市空間	39	施策6-1-3 みどりの保全と創出	<p>4行目「利用ニーズ、公園施設の管理水準の向上などに対応するための再整備や運営管理の強化などを行います。」を「住民のニーズを反映させ、声を活かすために住民も含めた協議会の設置をおこないます。また各公園において公園の役割、公園機能が引き上げられるよう整備をすすめます。また、住民の声を運営に反映させることができるよう市が主体的に行います。」に置き換える。</p> <p>理由 様々な都市機能は都市全体で実現し、公園においては公園機能の充実、引き上げが求められているため。またそのためにも市が市民の声を活かす仕組みを作り、主体的に管理に取り組むことが今日、一層重要となっているため。</p>	<p>公園の管理については、市のみが主体となるのではなく、市民や自治会、ボランティア、民間事業者など多様な主体によるパートナーシップに基づく管理運営を基本方針の一つに掲げています。そのため、市民ニーズを反映させ、市民が公園の管理運営に主体的に参加できる仕組みとして、江坂・桃山公園では公園協議会の設置を指定管理業務の中に含める等の取組を行っており、引き続き御意見も参考に公園管理の多様な手法について検討してまいります。また、老朽化した公園施設は、安全基準やバリアフリー等、現在の基準に合致していないものも増えており、順次、対応を進めています。</p>

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
100	Ⅲ. 政策・施策 大綱6 政策1 都市空間	39	施策6-1-3 みどりの保全 と創出	みどりの保全については、以前緑被率を出していた経緯のもとに、維持管理は市が責任をもって行うこと。公園、緑地は地元住民の憩いの場であり、動植物の生態系を壊すことがあってはならない。地域特性の竹林、くわい、ヒメボタル、きつね等、生物多様性が生かされるまちづくりをすすめること。	公有地のみどりにつきましては、現在も市が責任をもって維持管理を行っていますが、公園の維持管理は、多様な主体によるパートナーシップに基づく管理運営を基本方針の一つに掲げています。また、都市の中のみどりは、生物多様性の保全にも役立っているものと認識しています。
101	Ⅲ. 政策・施策 大綱6 政策2 都市基盤	41	施策6-2-4 交通環境の 整備	2行目「取り組みます。」のあとに「公共交通空白地域などについて交通弱者を支援するために、新たな方策を具体化します。」を挿入する。 理由 高齢化が進み交通弱者の移動はますます困難になってきている。お出かけ支援することは健康を推進することにもつながる。現在、全国的には手法について、様々なメニューが出てきており、住民参加による十分な検討で、具体化が実現可能であるため。	現在、高齢者の外出支援にも寄与する地域主体のコミュニティ交通の創出に向けた導入スキームの検討を進めているところであり、御意見につきましては、今後の事業実施に当たっての参考とさせていただきます。
102	Ⅲ. 政策・施策 大綱7 政策1 地域経済	43	施策指標 7-1-1 市内の事業 所数	「策定時」の数値11,526は「2016年経済センサス・活動調査」の全産業（公務を除く）事業所数であるが、「見直し時」の数値11,909は、何の数値かわからない。「2021年経済センサス・活動調査」の全産業（公務を除く）事業所数は、11,703である（今年6月末に市町村結果（確報）が公表されている）。そこで、以下のように改める。 「11,909」の数字の根拠を明示する … 11,909事業所（R3年度）◎◎◎調査による もしくは 「11,909」を「11,703」に変更する … この場合「目標」11,900事業所の変更も必要	11,909事業所は、令和3年度の経済センサスにおける「市内全事業所（事業内容等不詳を除く。）のうち産業分類が公務のものを除く事業所数」でした。 11,526事業所は平成28年度（2016年度）の経済センサスにおける「市内民営事業所数（事業内容等不詳を除く。）」であり、その令和3年度（2021年度）の数は、御指摘のとおり11,703事業所となります。 見直し時の実績を「11,703事業所」に修正するとともに、目標につきましては、「現状の維持を目標とする」との考え方から、「11,700事業所」に修正させていただきます。 また、「市内事業所数」との指標が指すものが「市内民営事業所数（事業内容等不詳を除く。）」であることを、附属資料の施策指標の一覧に明示します。
103	Ⅲ. 政策・施策 大綱7 政策1 地域経済	43	施策7-1-1 産業振興と 創業支援	1行目「経営の安定や」の後に「事業継承」を挿入する。 理由 事業継承は大きな課題になっており、支援が必要なため。	事業承継は全国的な課題の1つとして認識しており、御意見につきましては、今後の事業実施に当たっての参考とさせていただきます。
104	Ⅲ. 政策・施策 大綱7 政策1 地域経済	43	施策7-1-2 就労と働きや すい環境づく りへの支援	2行目（事業者の）の前に「雇用の安定化を進め、」を挿入する。 理由 不安定雇用が社会問題となっているため。	施策7-1-2にあります「事業者の人材確保に向けた支援」に取り組むことが、雇用の安定化につながるものと考えています。

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
105	Ⅲ. 政策・施策 大綱7 政策2 文化・スポーツ	45	施策指標 7-2-1 外国人等支 援施策にお いて支援した 延べ人数	<p>この指標の目的は多文化共生の推進であることに對し、目標値はワンストップ相談センターおよび行政通訳派遣の利用件数をカウントするようですが、1センターに相談に来る人が増えたり、通訳同行をしてもらわないと行政手続きができない人が増えることが、多文化共生の推進といえるのでしょうか。</p> <p>外国人を受け入れる企業や大学がサポート体制を充実させ、市役所はもちろん、地域の施設が外国人にも対応できる環境を作り、隣にいる人が助けてくれて、相談センターに行く必要がむしろ減っていくのが、多文化共生ではないのでしょうか。</p> <p>財政運営の基本方針に「義務的経費（扶助費、人件費、公債費）などの固定的な費用が占める割合が高まると、財政構造の弾力性が乏しくなり、社会経済状況の変化に対応した本市独自の取組を行う余裕がなくなります。市民ニーズに柔軟に対応できる財政運営を行えるよう、効果的・効率的に事業を実施するとともに…」とあります。また、DX、AIがすすむこの時代に、5年後には個別の相談や同行を増やそうという目標は矛盾しているようにも思います。外国人が増えるからその一人一人に対応し、外国人の言語の種類が増える度に人材を育成し、それでも人材がいない言語はいつまでも残り…それが時代に沿った、効果的・効率的な方法でしょうか。</p> <p>例えば、ポケットクなど翻訳機器や、翻訳を見せるためのタブレットなどを必要各所に設置し、窓口がそれらのツールを使い慣れていく。また、外国人に限らず高齢者等にもわかりやすく説明できるよう手続きをシンプルにする。相談センターの実績を分析して、どこで、どんな手続きにそういったツールが必要かを把握し、順次導入をすすめていくなど、皆が困っていたことが減っていくのが、時代に沿った、効果的・効率的な方法ではないかと思えます。</p> <p>そして、もしこの目標値が相談センターの認知度を図る指標なのであれば、数値は件数ではなく実人数だと思います。件数はセンターの稼働を図り、主催団体が国・府・市から交付金等を得るための実績ではありませんか。昨年度のセンターの相談内容の内訳をみると約3割は日本語学習についてです。センターの主催団体にはもともと日本語教室があったようで、つまり窓口業務とも重なる部分もあるのかもしれない。</p> <p>以上の理由から、この指標は政策の目標値にふさわしくないと思います。</p>	<p>当該指標は、市内の外国人が増加しており、支援を充実させる必要があることから設定しており、目標値につきましては、他市事例等も参考に、また、ワンストップ相談センターの認知度がまだ低いことから、潜在的なニーズがあることを想定し、一定の周知を図った後には相談センターの利用が500人となると想定し、目標値としました。附属資料の「施策指標の一覧」の「目標値の考え方・積算根拠」について、分かりやすく修正します。</p> <p>翻訳機器については既に活用しているところですが、その他支援の方法につきましては、今後の事業実施に当たっての参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
106	Ⅲ. 政策・施策 大綱7 政策2 文化・スポーツ	45	施策指標 7-2-1 外国人等支 援施策にお いて支援した 延べ人数	<p>目標値の考え方にある「実績」は、困ったことがあって相談にきたり通訳支援をしてもらう人の数だと思いますが、5年後外国人が増えたら困る人も増えるからその分多く支援することを目標におく、というのは変だと思います。5年間何もしないのと同じではないでしょうか。</p> <p>相談センターで困った人を助けること自体はいいのですが、その困った人を増やそうというのは変だと思います。</p> <p>同様の困りごとを少しでも減らすように、原因となっているところへ働きかけたり、困らない手法を考えたりし、困っていた人を少しでも減らしていくのが、本来の目標だと思います。</p> <p>何件相談を受けたかよりも、何件の困りごとを解決し、その課題を改善できたかが大事だと思います。</p> <p>今や、職場や学校、街中などで外国の方に会うことは珍しくありません。私たちはすでにいろいろな国から来た人と共生しています。</p> <p>国際交流センターとか特定の場所に外国人が多く集まったからといって、支援ができたとか多文化共生だとか言って評価する時代ではないと思います。</p>	<p>当該指標は、市内の外国人が増加しており、支援を充実させる必要があることから設定しており、目標値につきましては、他市事例等も参考に、また、ワンストップ相談センターの認知度がまだ低いことから、潜在的なニーズがあることを想定し、一定の周知を図った後には相談センターの利用が500人となると想定し、目標値としました。附属資料の「施策指標の一覧」の「目標値の考え方・積算根拠」について、分かりやすく修正します。</p> <p>翻訳機器については既に活用しているところですが、その他支援の方法につきましては、今後の事業実施に当たっての参考とさせていただきます。</p>
107	Ⅲ. 政策・施策 大綱7 政策2 文化・スポーツ	45	施策指標 7-2-1 外国人等支 援施策にお いて支援した 延べ人数	<p>個別の相談や同行を増やすことは、持続可能な取り組みではありません。</p> <p>もっと、通訳機や翻訳機などを中心に考えた方が、将来的に外国人の増加に対応できます。</p> <p>また、そういうものをいつも使っておけば、災害などいざというときにも役立てることができると思います。</p>	
108	Ⅲ. 政策・施策 大綱7 政策3 都市魅力	46	現状と課題	<p>4行目「今後～発信が求められます。」を削除する。</p> <p>理由 万博公園で大阪・関西万博を活用するというのは「現状と課題」としては不適切なため。後段は万博公園、ららぽーと、ガンバスタジアム等の影響で外周道路を含め、恒常的な渋滞等が生じており、周辺で大きな課題となっており、一層の活性化は求められていないと考えるため。</p>	
109	Ⅲ. 政策・施策 大綱7 政策3 都市魅力	46	現状と課題	<p>4～5行目の赤字部分を削除。（万博公園の自然環境破壊と人口誘導による交通問題等の慢性化は必至のため。）</p>	
110	Ⅲ. 政策・施策 大綱7 政策3 都市魅力	46	現状と課題	<p>「2025年大阪・関西万博を活用する」は、吹田の万博記念公園の活用とどう関連するのか不明。意味不明の文言は削除する。</p>	

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
111	Ⅲ. 政策・施策 大綱7 政策3 都市魅力	46	現状と課題	万博記念公園周辺エリア等の活性化に「2025 大阪・関西万博」(2025年日本国際博覧会)を活用することが挙げられていますが、具体的にどのような施策と結びつくのでしょうか。2025年以降も視野に入れた中・長期的な計画として、「2025 大阪・関西万博」は必要でしょうか。	1970年の大阪万博の開催地であった本市としては、「2025 大阪・関西万博」の開催は、市の魅力向上の観点からも、また市の魅力発信の点からも好機であると捉えており、大綱7政策3の現状と課題で触れています。
112	Ⅲ. 政策・施策 大綱7 政策3 都市魅力	46	現状と課題	4行目「今後開催予定の2025大阪・関西万博…向上・発信が求められています」を削除する (大阪・関西万博が吹田市の愛着をもてるまちづくりにはつながらないため)	
113	Ⅲ. 政策・施策 大綱7 政策3 都市魅力	47	施策指標 7-3-1 すいたフェスタへの協賛・協力団体数 すいたフェスタへの来場者数	すいたフェスタ関連の指標があり、すいたフェスタを今後もあの形で実施することを前提としておられますが、今後もあの形での実施が確定しているのでしょうか？	すいたフェスタの実施形態は今後も実行委員会において検討してまいります。
114	Ⅲ. 政策・施策 大綱7 政策3 都市魅力	47	施策指標 7-3-2 連携授業等への参加を契機に市政への参加意欲が向上した学生の割合	連携授業を契機に、という指標ですが、連携授業を選考している学生の割合はどの程度なのでしょうか？学生の多い吹田市で参画することは必要ですが、連携授業を契機に、という狭い括りで指標の設定をすることが疑問です。	まずは連携授業に参加した学生に市政への参加意欲を持ってもらいたいとの思いから指標として設定しています。

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
115	Ⅲ. 政策・施策 大綱8 政策1 行政経営	48	現状と課題	<p>●現行計画では、「市民に身近な基礎自治体として、自主・自立のまちづくりをさらに進めていく必要があります。」として基礎自治体・吹田市の基本的な姿勢を示していました。「自主・自立のまちづくり」という姿勢は吹田市の「キモ」であって、中核市に移行したからと言って削除する理由はありません。「自主・自立」が後退したようにみえます。</p> <p>●現行計画では、「持続可能なまちづくりを進めるため、より一層効果的・効率的な行政運営が求められています。」として、「より一層効果的・効率的な行政運営」の目的を「持続可能なまちづくり」としていましたが、改定案では「◎◎のため」という目的がなくなりました。「効果的・効率的な行政運営」が目標のようになり、現行計画から意味合いが大きく変わっています。</p> <p>そこで、以下のように改めます。</p> <p>中核市への移行に伴い、幅広い分野の事務を本市が担うことを活かし、市民に身近な基礎自治体として、自主・自立のまちづくりをさらに進めていくとともに、持続可能なまちづくりを進めるため、より一層効果的・効率的な行政運営を進めます。また、広域対応が有効な分野では、…</p>	<p>以下のとおり修正します。</p> <p>(旧)中核市への移行に伴い、これまで広域行政が担ってきた事務を、市民に身近な基礎自治体として、より一層効果的・効率的に進めるとともに、広域対応が有効な分野では…</p> <p>(新)中核市への移行に伴い、これまで広域行政が担ってきた事務を含め、幅広い分野の事務を実施することになりました。今後さらに、市民に身近な基礎自治体として、自主・自立のまちづくりを進めていくとともに、持続可能なまちづくりを進めるため、より一層効果的・効率的な行政運営が求められています。広域対応が有効な分野では…</p>
116	Ⅲ. 政策・施策 大綱8 政策1 行政経営	48	現状と課題	<p>3段落 3行目 「デジタル・トランスフォーメーション」の前に、「地方自治を守り活かす立場で」を挿入する。</p> <p>理由 原則的な立場をはっきり書いておかないと、地方自治につながる形が進むなど、予想外、想定外のものになってしまう懸念があるため。</p>	
117	Ⅲ. 政策・施策 大綱8 政策1 行政経営	48	現状と課題	<p>13行目の赤字の「デジタル・トランスフォーメーション」の前に、「地方自治を守り活かす立場で」を挿入。</p>	<p>地方自治を守り活かすこと、市民の立場に立ち公共性を生かすことは、本項目に限らず、全ての事業実施に当たっての前提となる考え方であり、そのような姿勢を持って臨んでまいります。</p>
118	Ⅲ. 政策・施策 大綱8 政策1 行政経営	48	現状と課題	<p>13行目「デジタル・トランスフォーメーション(DX)…」を「市民の立場に立った公共性をいかすデジタル・トランスフォーメーション(DX)」に改める (利便性ばかりを求めていくと、住民自治の本質が失われるため)</p>	

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
119	Ⅲ. 政策・施策 大綱8 政策1 行政経営	49	施策8-1-1 効果的・効率的な行財政 運営の推進	2行目「また、」の後に「市民に身近な基礎自治体として、自主・自立のまちづくりをさらにすすめる、」を挿入する。 理由 地方自治体の本来の立場を再確認するため。 3行目「あわせて、」のあとに「住民サービスの向上と公的責任を發揮する立場で」を挿入し、そのあとの「民間活力導入も含めた」は削除する。 理由 業務改善の基本的スタンスを明らかにするため挿入し、「民間活力の導入」が独り歩きしないようにするため削除する。	2行目への御意見については、以下のとおり修正します。 (旧)中核市への移行に伴い、これまで広域行政が担ってきた事務を、市民に身近な基礎自治体として、より一層効果的・効率的に進めるとともに、広域対応が有効な分野では… (新)中核市への移行に伴い、これまで広域行政が担ってきた事務を含め、幅広い分野の事務を実施することになりました。今後さらに、市民に身近な基礎自治体として、自主・自立のまちづくりを進めていくとともに、持続可能なまちづくりを進めるため、より一層効果的・効率的な行政運営が求められています。広域対応が有効な分野では… また、3行目への御意見につきましては、住民サービスの向上と公的責任を發揮する立場で業務を行うことを前提として、民間活力の導入を含めた業務プロセス改善を進めてまいります。
120	Ⅲ. 政策・施策 大綱8 政策1 行政経営	49	施策8-1-1 効果的・効率的な行財政 運営の推進	「民間活力の導入も」を削除する	住民サービスの向上と公的責任を發揮する立場で業務を行うことを前提として、民間活力の導入を含めた業務プロセス改善を進めてまいります。
121	Ⅲ. 政策・施策 大綱8 政策1 行政経営	49	施策8-1-1 効果的・効率的な行財政 運営の推進	「あわせて、民間活力の導入も含めた業務プロセスの改善によって」を「あわせて、公的な責任を發揮できる業務プロセスの改善によって」に改める (民間を利用するよりも、行政の公的な責任を追求してほしい)	
122	Ⅲ. 政策・施策 大綱8 政策1 行政経営	49	施策8-1-4 ICTの利活用	2行目「対策を進め」の後に「住民サービスの向上を図り、地方自治を守り、活かす立場で」を挿入する。 理由 理念がはっきりしていないと想定していないものになってしまう危険が高いため	住民サービスの向上を図り、地方自治を守り生かすことは、本項目に限らず、全ての事業実施に当たっての前提となる考え方であり、そのような姿勢を持って臨んでまいります。
123	Ⅲ. 政策・施策 大綱8 政策1 行政経営	49	施策8-1-4 ICTの利活用	システムの標準化について、現行サービスの低下にならないようにすすめる	システム標準化については、国から示される方針や標準仕様にに基づき全国的に実施しているものであり、標準化に伴い、業務自体を見直すことが必要となりますが、そのことが直ちにサービスの低下につながるよう、業務見直しの取組を適切に進めてまいります。

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
124	Ⅲ. 政策・施策 大綱8 政策1 行政経営	49	施策8-1-4 ICTの利活用	デジタルデバインド対策についての施策指標を検討してください。ICTの利活用・DX推進によって、格差がより大きくなるのが懸念されます。(14ページ:地域コミュニティの活性化とも関連します。)	施策指標の設定が難しいため今回は設定しておりませんが、今後の課題とさせていただきます。
125	Ⅲ. 政策・施策 大綱8 政策1 行政経営	49	施策指標 8-1-1 財政調整基金残高の標準財政規模に対する割合	財政調整基金について、当初予算の繰入れとして15%分を確保するというのは、過大ではないのでしょうか？ 精緻な予算編成に取り組めば、取り崩しがこれほど大きくなくても済み、歳入として入ってきた分を余すことなく子育て施策に振り向けるなど、積極的な施策展開をして欲しいと思いますが、この水準が一般的なののでしょうか？	執行における歳出の不用額の発生等を勘案し、当初予算において財政調整基金繰入金を計上することで収支均衡を図っており、標準財政規模に対する当該繰入金の割合について、過去10年の実績では1年度あたりの平均で8%弱となっております。 精緻な予算編成の必要性は認識していますが、現年度だけでなく、次年度の予算編成も含めた2年度分の繰入金を確保することが望ましいことから、15%という水準は妥当であると考えています。
126	Ⅲ. 政策・施策 大綱8 政策1 行政経営	49	施策指標 8-1-3 年間の時間外勤務時間が360時間以内職員が100%とありますが、労使で36協定を締結すれば達成できると思われま。吹田市は36協定を締結していないのでしょうか？	年間時間外勤務時間が360時間以内職員が100%とありますが、労使で36協定を締結すれば達成できると思われま。吹田市は36協定を締結していないのでしょうか？	労働基準法別表第1に掲げる事業を除く官公署の事業では、36協定は不要とされており、一部締結しておりません。今後もワーク・ライフ・バランスの実現など職員が働きやすい職場づくりを進めることで、目標達成を目指してまいります。
127	Ⅲ. 政策・施策 大綱8 政策1 行政経営	49	施策指標 8-1-4 電子化対応済の行政手続におけるオンライン申請件数の割合	説明を読んでも何を目指しているのかよくわかりません。自治体DXの推進について、電子申請ができる手続の割合、といったわかりやすく提示すべきではないでしょうか？	電子申請ができる手続については、申請件数が極めて少ない、対面必須等の手続を除き、令和5年度(2023年度)末までに全て電子化対応をする予定のため、基本計画改訂版の開始時点(令和6年度(2024年度))には100%となる予定です。その電子化対応した手続を、どれだけ市民の方にシステム利用していただけるかを指標としており、各手続において、窓口に来ることなく電子申請を利用する市民が増えていくような取組もあわせて進めることで、目標達成をめざしてまいります。
128	—	—	—	項を起こして「地域整備の方向」を作成する 理由 施策の大綱 視点3では「地域の特性を生かしたまちづくり」を挙げている。吹田市内各地域は様々な特徴・課題を持っている。吹田市内どこに住んでいても総合的な行政サービスが受けられ、「住みよい町」を実感で来るよう6ブロックごとの整備計画を記載すべきと考えるため。	第4次総合計画の基本構想における取組の視点3「地域の特性を生かしたまちづくり」において、「地域の実情に応じた圏域設定を行い、地域の特性や課題を把握・分析しながら取組を進めるなど、地域の特性を活かしたまちづくりに努めます」としています。第4次総合計画基本計画改訂版においても、基本構想の改訂は行っておらず、引き続きこの視点を持って取組を進めてまいります。

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
129	—	—	—	<p>パブコメの期間が1か月では短かすぎる。SDGs17のゴールと連動して市の施策を策定していくのであれば、また市民との協働を重視するのであれば、ヨーロッパ各国の事例に学び、少なくともまちづくりに関するパブコメの期間は数か月必要であるし、パブコメを集約した上で、行政と市民の直接対話の場を設けるべきだと考える。</p>	<p>策定プロセスに対する御意見のため、パブリックコメントの対象外ですが、御意見として承ります。</p>
130	—	—	—	<p>この計画見直しの理由について、中核市になったこと、新型コロナウイルスへの対応をふまえてというような理由がありますが、そのことを理由に2年あまり見直し期間を設け、高いコストをかけて検討されたのであれば、改正案を見た我々市民が今後のまちづくりをどうしていくのか、中核市というまちのランクが変わり？（市民としてはあまり実感がない）、コロナ対応を経た吹田市が、今後同様の事態が起きた際に、どのようになるのかについて、簡単に理解できるようにお示しいただけないでしょうか。</p> <p>この計画は、どういった市民なら読んで理解できる、と想定して作成されているのでしょうか。今後のまちづくりを支える中学生や高校生が読んで、自分たちの住むまちがどういったことをしようとしているのかわかる計画として欲しいと切に願っています。</p> <p>審議会には大学教授だけでなく市民の方も入られていると思うのですが、そういった議論はなされなかったのでしょうか。</p> <p>また、中核市になった、コロナを経験した見直しというのであれば、この計画を見直したことによって、我々市民はどんな未来を期待すれば良いのでしょうか？</p> <p>例えば全国で一番早く給付金が出る市役所をめざして取り組む、といったメッセージを明確に記載すべきではないかと思えます。</p>	<p>第4次総合計画の基本構想において将来像を掲げており、本基本構想の計画期間は令和元年度(2019年度)から10年間です。引き続き、その将来像をめざしてさまざまな施策を推進してまいります。その施策について、今回、この間の動向を踏まえて見直しを行ったものです。</p> <p>なお、基本計画改訂版策定の際には、内容をより分かりやすい形とした冊子を作成予定です。</p>

No.	該当箇所			提出意見の内容（一部要約）	回答
	大綱・政策等	ページ	項目		
131	—	—	—	<p>総合計画基本計画は中・長期的な視点のものであるため、各指標は実施時点・見直し時点のみでなく、これまでの推移を記載すべきと考えます。</p> <p>・7ページ:「経常収支比率」は実施時点(H28)・見直し時点(R4)ともに95.6%ですが、R3年度は93.9%と目標を達成しています。</p> <p>・13,15,17,19,21,25,27,33,35,45ページ:「利用者数」「受講者数」等は、コロナ禍の影響を大きく受けているものと思われます。指標として活用するには時系列による推移や、R1年度との比較を検討する必要があります。</p> <p>・14ページ:「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により……地域活動の形態が多様化し、自治会など従来型・伝統的な活動への関心が相対的に低下」とありますが、自治会加入率の低下はコロナ禍以前からの課題でした。もちろん影響はあるかもしれませんが、どの程度かを見るためにも時系列的の推移が必要となります。</p>	<p>各施策指標の実績については毎年度、市ホームページにて公表しています。</p> <p>10年間の計画として令和元年度(2019年度)に策定した計画であり、目標値については原則として変更していませんが、毎年度の実施計画において、実施した事業の成果や進捗状況を行政評価によって把握・分析し、その評価結果を実施計画に生かすことで取組の改善や成果の向上を図るというPDCAサイクルに沿って事業を推進しています。</p> <p>施策指標については、改訂前の計画策定時の実績と見直し時の実績の両方を記載していますが、「財政運営の基本方針」については令和4年度(2022年度)の実績のみとなっていたため、追加します。</p>
132	附属資料 4. 第4次総合 計画基本構想 附属資料 地域 の特性	117	卸売・小売業 事業所数 製造業事業 所数	<p>●表題「卸売・小売事業者数」は誤っているので、「卸売・小売事業所数」に改める。</p>	<p>附属資料はパブリックコメントの対象外ですが、御指摘のとおり修正します。</p>
133	附属資料 4. 第4次総合 計画基本構想 附属資料 地域 の特性	117	卸売・小売業 事業所数 製造業事業 所数	<p>●データの出所が「令和元年(2019)年経済センサス基礎調査結果により更新」となっているが、43ページ施策指標7-1-1では、見直し時の数値が(R3年度)と表記されている。本文と合わせて最新のデータを用いるということであれば、「令和3年(2021年)経済センサス活動調査結果により更新」とし、すべての数値を改める。(2021年データについては、すでに公表されている)</p>	<p>附属資料はパブリックコメントの対象外ですが、グラフは令和3年度(2021年度)の数値であり、標題にあった「令和元年(2019年)経済センサス基礎調査結果により更新」との文言が誤っていたため、修正します。</p>
134	附属資料 4. 第4次総合 計画基本構想 附属資料 地域 の特性	117	卸売・小売業 事業所数 製造業事業 所数	<p>●地域(ブロック)毎の事業所数、従業員数が示されているが、地域ごとの「市全体(平均)」という数値は意味がなく、記載する必要がない。「市全体(平均)」は削除する。</p>	<p>附属資料はパブリックコメントの対象外ですが、地域の特性として、市全体の平均値と比較して各ブロックの状況が明らかになるように、市全体の平均値をお示ししています。</p>